



JWWA-GLP030
水道 GLP 認定

平成31年度(2019年度) 水質検査計画



水道部庁舎 (南吹田)

吹田市水道部

水質検査計画について

水質検査は、供給される水道水が、人の健康保護又は生活上の支障を生じないように水質基準の適合状況を確実に把握し、安全性を確認するために不可欠なものです。

吹田市水道部では、各水源や浄水処理工程における適切な水質管理を行うとともに浄水や管末給水栓（じゃ口）での水質の安全性を確認するため、水質検査計画を策定し、それに基づく水質検査を実施します。

また、水質検査計画及び検査結果については、利用者の皆様に公表します。

《 水質検査計画の内容 》

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源から管末給水栓水の状況及び水質管理上の配慮すべき事項
4. 水道水の検査地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査の精度と信頼性確保
10. 関係者との連携

1. 基本方針



水道水が管末給水栓において水道水の水質基準に適合し、安全であることを確認するため、水道 GLP の認定を受けている本市水道部浄水室水質グループにおいて水質検査を実施します。

また、水質基準項目以外にも水質管理上必要と判断する項目について水質検査を実施します。

2. 水道事業の概要

吹田市域で使われている水道水は、一日平均約 114,146m³（平成 29 年度（2017 年度））です。吹田市では、淀川の水及び地下水を水源としている 2 か所の浄水所と淀川の水を水源としている大阪広域水道企業団及び大阪市からの浄水の受水により市内へ給水しています。

浄水施設の概要（平成 29 年度（2017 年度）実績）

浄水所名	水源	処理方式	平均処理水量（m ³ /日）
泉浄水所	河川水・地下水	高度浄水処理	33,472
片山浄水所	地下水	接触酸化 + ろ過処理	8,712

大阪広域水道企業団からの受水状況（平成 29 年度（2017 年度）実績）

浄水場名	水源	処理方式	平均受水量（m ³ /日）
三島浄水場	河川水	高度浄水処理	71,363
村野浄水場	河川水	高度浄水処理	

大阪市からの受水状況（平成 29 年度（2017 年度）実績）

浄水場名	水源	処理方式	平均受水量（m ³ /日）
柴島浄水場	河川水	高度浄水処理	596



淀川（取水口付近）



片山浄水所 ろ過機

3. 水源から給水栓水の状況及び水質管理上の配慮すべき事項

(1) 水源の状況及び水質管理上の配慮すべき事項について
 泉浄水所及び片山浄水所については下表のとおりです。

浄水所名	水源	配慮事項	検査対象項目	対応策
泉浄水所	河川水（淀川） 地下水（深井戸）	<ul style="list-style-type: none"> 藻類によるかび臭 降雨による濁水 油流出事故 農薬類 揮発性有機化合物 pH 浄水処理対応困難物質 	<ul style="list-style-type: none"> かび臭物質 色度、濁度 農薬類 揮発性有機化合物 pH 臭素酸 	<ul style="list-style-type: none"> 高度浄水処理 （活性炭処理 及びオゾン処理） pH調整（7.5付近）
片山浄水所	地下水（深井戸）	<ul style="list-style-type: none"> 鉄 マンガン 揮発性有機化合物 pH 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄 マンガン 色度、濁度 揮発性有機化合物 pH 	<ul style="list-style-type: none"> 揚水量の調整 pH調整（7.5付近）

(2) 水道水の状況及び水質管理上の配慮すべき事項について

【泉浄水所配水系】

淀川の水と地下水を水源とし、高度浄水処理をした良質で安全な水道水です。

【片山浄水所配水系】

片山浄水所の地下水を主な水源とし、高度浄水処理した企業団水をブレンドした良質で安全な水道水です。

【大阪広域水道企業団及び大阪市から受水している配水系】

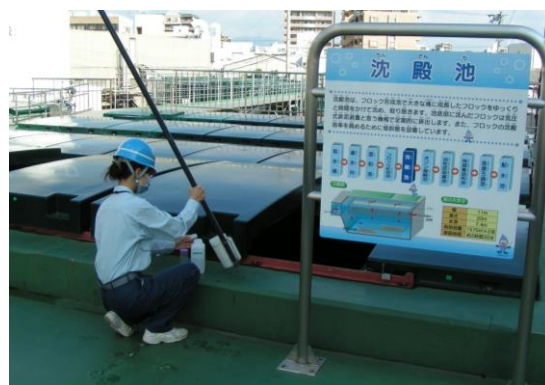
淀川の水を水源とし、大阪広域水道企業団村野浄水場、三島浄水場、大阪市水道局柴島浄水場で高度浄水処理をした良質で安全な水道水です。

これらの浄水所の浄水及び管末給水栓水、そして大阪広域水道企業団及び大阪市から受水している浄水及び管末給水栓水におけるこれまでの水質検査の結果は、水質基準をすべて満たしています。

上記の配水系の水道水における水質管理上の配慮すべき項目としては、配水過程で問題がないことを確認するための残留塩素濃度・色度・濁度と、水処理工程及び水処理薬品由来の臭素酸・塩素酸・アルミニウム、浄水処理対応困難物質に由来する臭素酸、鉛製給水管からの鉛の溶出の低減化のためのpH値が挙げられます。



採水場所（西御旅町）



採水場所（泉浄水所 表流系沈でん池上部）

4. 水道水の検査地点

【検査地点】

- (1) 水道法により 1 日 1 回以上行うことと義務付けられている色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査に関しては、11 地点の自動連続水質監視装置（給水モニター）により監視します。
- (2) 水道法で義務付けられている定期的な水質検査の採水地点は、本市の泉・片山の 2 浄水所をはじめ、大阪広域水道企業団、大阪市から受水している水道水の配水系統ごとの 10 地点の管末給水栓より採水し検査します。
- (3) 市内 5 か所の配水場出口水についても定期的に採水し、水質検査を実施します。
- (4) 泉浄水所の淀川表流水及び地下水の原水と浄水、片山浄水所の地下水の原水と浄水についても定期的に水質検査を実施します。

※地点の詳細は、図 1 参照



給水モニター（祝町公園）



1 地点あたりの採水セット

5. 水質検査項目及び検査頻度

水道法で義務付けられた管末給水栓における定期水質検査の項目である水質基準項目（51 項目）をはじめ、水質管理上留意すべきものとして本市の実情に応じて、水質管理目標設定項目等の検査を実施します。

また、淀川表流水や地下水などの水源を監視するための検査項目、浄水処理工程において維持管理上必要とする項目についても検査を実施します。

(1) 毎日検査項目

色及び濁り並びに消毒の残留効果の確認の 3 項目です。これらの項目については配水システムの管末に設置している自動連続水質監視装置（給水モニター）により測定しています。

(2) 水質基準項目（51 項目）

水質基準項目の検査については、表 1 のとおり、水道法に基づき検査を実施します。



金属類試験（ICP-MS）

【検査頻度】

表 2 のとおり、健康に関する 31 項目に関しては、管末給水栓にて毎月検査を実施します。

水道水が有すべき性状に関する 20 項目に関しては、各項目の検出状況を鑑みて検査頻度を設定します。

かび臭の原因物質であるジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールについては、琵琶湖・淀川の水源において、その原因となる藍藻が繁殖しやすい時期（5 月から 11 月まで）に毎月 1 回検査します。地下水については、深井戸水であり原因となる生物の発生がありませんが、確認のため、年 2 回の検査を行います。

また、原水については、味の項目は、検査を行いません。

(3) 水質管理目標設定項目（26 項目）

水質管理目標設定項目の検査については、表 3 のとおり実施します。

なお、『亜塩素酸』及び『二酸化塩素』については、市内の全供給水で二酸化塩素による消毒をしておらず、当該項目の検査の必要性がないため、検査項目数は 24 項目になります。

【検査頻度】

表 3 のとおり、水道水の安全性を確認するために年 2 回以上検査します。

『農薬類』については、泉浄水所の原水（淀川表流水・地下水）及び浄水と、片山浄水所の原水及び浄水を年 2 回検査します。

なお、大阪広域水道企業団及び大阪市から受水している浄水の農薬類の検査については、両事業体で検査が実施されます。

(4) 吹田市独自に実施する要検討項目等の水質検査項目（51 項目）

吹田市独自に実施する要検討項目等の水質検査項目については、表 4 のとおりで、原水の水質監視を主な目的として本市独自の検査項目・頻度を設定し検査を実施します。

【検査頻度】

表 4 のとおりで、水質基準項目のように検査頻度が定められていませんが、水道水の安全性を確認するために適切な頻度で検査を実施します。

また、『ダイオキシン類』については、泉浄水所の原水（淀川表流水）及び浄水について年 1 回検査を実施します。

(5) 放射性物質の検査

放射性物質に関しては、淀川表流水の検査を実施します。

(6) その他の水質検査

水道法で定められた管末給水栓での検査だけでなく、河川水、地下水や各さく井、浄水所での沈でん水やろ過水など処理工程ごとの水質についても適正な浄水処理が行われていることを確認するために検査を実施します。

また、水道部に納入される水処理薬品に関しても、品質を確認するために検査を実施します。

なお地下水に関しては、周辺の状況を鑑み厳重な監視体制を行います。

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が水質基準に適合しない恐れがある以下のような場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水処理過程に異常が起こったとき。
- (5) 送水管等の工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他、特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査の方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目については、原則自己検査を実施します。

ただし、水質管理目標設定項目の中の農薬類の一部、放射性物質及びダイオキシン類については、外部委託します。外部委託先としては、大阪広域水道企業団の市町村水道水質共同検査及び大阪健康安全基盤研究所に委託します。

なお、水質基準項目の検査方法は、平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号（厚生労働省健康局水道課長通知による方法）により行います。また、定められていない項目については、上水試験法 2011 年版（日本水道協会発行）の方法等により検査を実施します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎年作成し年度開始前に公表します。この計画に基づき水質検査を実施した結果は、水道部広報紙『すいどうにゅーす』及び水道部ホームページ等で公表します。

9. 水質検査の精度と信頼性確保

平成 19 年(2007 年)9 月に水質検査結果の精度と信頼性のある水質検査機関として公益社団法人日本水道協会から認定を受けています。

検査項目ごとに作成された標準作業手順書により、検査や記録をすることをはじめとし、分析機器の定期的な保守点検や更新の実施、適正な薬品・廃液管理、さらに検査技術の向上や優良な水質検査機関を維持していくことを目的とした教育訓練システムの運用をすることなどにより、検査結果の信頼性確保に努めます。

また、水質グループにおける内部精度管理を充実させるとともに、厚生労働省や大阪府が行う外部精度管理に積極的に参加します。



JWWA-GLP030
水道 GLP 認定

水道 GLP 認定ロゴマーク

10. 関係者との連携

水源で水質汚染事故等が生じた場合には、淀川水系の取水団体で構成する「淀川水質協議会」や淀川水系関係団体で国土交通省近畿地方整備局が主体となっている「淀川水質汚濁防止連絡協議会」の緊急連絡による情報を収集することにより、迅速に適切な措置を講じることができるよう努めます。

また、これらの協議会を通じて、水質保全に関する調査研究や要望活動を実施します。

表1 水質基準項目と分析方法

水質基準項目 (H15.5.30 付厚生労働省令 101 号)				水質基準	自 検	測定方法
番号	項 目 名	分 類				
健 康 に 関 す る 項 目	01	一 般 細 菌	病原生物	100 集落以下	○	標準寒天培地法
	02	大 腸 菌		検出されないこと	○	特定酵素基質培地法
	03	カドミウム及びその化合物	金 属	0.003 以下	○	ICP-MS 法
	04	水 銀 及 び 其 の 化 合 物		0.0005 以下	○	還元気化-原子吸光光度法
	05	セレン及びその化合物		0.01 以下	○	ICP-MS 法
	06	鉛 及 び 其 の 化 合 物		0.01 以下	○	ICP-MS 法
	07	ヒ素及びその化合物		0.01 以下	○	ICP-MS 法
	08	六 価 ク ロ ム 化 合 物		0.05 以下	○	ICP-MS 法
	09	亜 硝 酸 態 窒 素		無機物質	0.04 以下	○
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		○	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		○	イオンクロマトグラフ法
	12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		○	イオンクロマトグラフ法
	13	ホウ素及びその化合物	一般有機 化学物質	1.0 以下	○	ICP-MS 法
	14	四 塩 化 炭 素		0.002 以下	○	HS-GC-MS 法
	15	1,4-ジ オ キ サ ン		0.05 以下	○	HS-GC-MS 法
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 以下	○	HS-GC-MS 法
	17	ジ ク ロ ロ メ タ ン		0.02 以下	○	HS-GC-MS 法
	18	テトラクロロエチレン		0.01 以下	○	HS-GC-MS 法
	19	トリクロロエチレン		0.01 以下	○	HS-GC-MS 法
	20	ベ ン ゼ ン		0.01 以下	○	HS-GC-MS 法
	21	塩 素 酸	消毒副生成物	0.6 以下	○	イオンクロマトグラフ法
	22	ク ロ ロ 酢 酸		0.02 以下	○	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS 法
	23	ク ロ ロ ホ ル ム		0.06 以下	○	HS-GC-MS 法
	24	ジ ク ロ ロ 酢 酸		0.03 以下	○	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS 法
	25	ジブロモクロロメタン		0.1 以下	○	HS-GC-MS 法
	26	臭 素 酸		0.01 以下	○	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
	27	縦トリハロメタン		0.1 以下	○	HS-GC-MS 法
	28	トリクロロ酢酸		0.03 以下	○	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS 法
	29	ブロモジクロロメタン		0.03 以下	○	HS-GC-MS 法
	30	ブ ロ モ ホ ル ム		0.09 以下	○	HS-GC-MS 法
	31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	○	溶媒抽出-GC-MS 法	
水 道 水 が 有 す べ き 性 状 に 関 す る 項 目	32	亜鉛及びその化合物	金 属	1.0 以下	○	ICP-MS 法
	33	アルミニウム及びその化合物		0.2 以下	○	ICP-MS 法
	34	鉄 及 び 其 の 化 合 物		0.3 以下	○	ICP-MS 法
	35	銅 及 び 其 の 化 合 物		1.0 以下	○	ICP-MS 法
	36	ナトリウム及びその化合物	味 覚	200 以下	○	イオンクロマトグラフ法
	37	マンガン及びその化合物	色	0.05 以下	○	ICP-MS 法
	38	塩 化 物 イ オ ン	味 覚	200 以下	○	イオンクロマトグラフ法
	39	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)		300 以下	○	イオンクロマトグラフ法
	40	蒸 発 残 留 物		500 以下	○	重量法
	41	陰イオン界面活性剤	発 泡	0.2 以下	○	固相抽出-HPLC 法
	42	ジ エ オ ス ミ ン ^{*a}	カビ臭物質	0.00001 以下	○	SPME-GC-MS 法
	43	2-メチルイソボルネオール ^{*a}		0.00001 以下	○	SPME-GC-MS 法
	44	非イオン界面活性剤	発 泡	0.02 以下	○	固相抽出-吸光光度法
	45	フ ェ ノ ール 類	に 関 係	0.005 以下	○	固相抽出-誘導体化-GC-MS 法
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	味 覚	3 以下	○	全有機炭素計測定法
47	p H 値	基礎性状	5.8~8.6	○	ガラス電極法	
48	味 ^{*b}		異常でないこと	○	官能法	
49	臭 気		異常でないこと	○	官能法	
50	色 度		5 度以下	○	透過光測定法	
51	濁 度		2 度以下	○	積分球式光電光度法	

表 2 水質基準項目の検査頻度（年間検査回数）

	水質基準項目 (H15.5.30 付厚生労働省令 101 号)		管末水の 過去 3 年間 の最大値	淀川取水口 原水	泉浄水所・ 片山浄水所 地下水原水	泉浄水所・ 片山浄水所 浄水	管末 給水栓水
	番号	項 目 名					
健 康 に 関 す る 項 目	01	一 般 細 菌	1 集落/mL	12	12	12	12
	02	大 腸 菌	検出されず	12	12	12	12
	03	カドミウム及びその化合物	0.0003 未満	12	12	12	12
	04	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	0.00005 未満	12	12	12	12
	05	セレン及びその化合物	0.001 未満	12	12	12	12
	06	鉛 及 び 其 の 化 合 物	0.001 未満	12	12	12	12
	07	ヒ素及びその化合物	0.001 未満	12	12	12	12
	08	六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.005 未満	12	12	12	12
	09	亜 硝 酸 態 窒 素	0.004 未満	12	12	12	12
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 未満	12	12	12	12
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.39	12	12	12	12
	12	フッ素及びその化合物	0.12	12	12	12	12
	13	ホウ素及びその化合物	0.03	12	12	12	12
	14	四 塩 化 炭 素	0.0002 未満	12	12	12	12
	15	1,4-ジ オ キ サ ン	0.005 未満	12	12	12	12
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	12	12	12	12
	17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.002 未満	12	12	12	12
	18	テトラクロロエチレン	0.001 未満	12	12	12	12
	19	トリクロロエチレン	0.001 未満	12	12	12	12
	20	ベンゼン	0.001 未満	12	12	12	12
	21	塩 素 酸	0.09	12	12	12	12
	22	ク ロ ロ 酢 酸	0.002 未満	4	4	12	12
	23	ク ロ ロ ホ ル ム	0.008	12	12	12	12
	24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	0.003 未満	4	4	12	12
	25	ジプロモクロロメタン	0.009	12	12	12	12
	26	臭 素 酸	0.005	12	12	12	12
	27	総トリハロメタン	0.032	12	12	12	12
	28	トリクロロ酢酸	0.003 未満	4	4	12	12
	29	プロモジクロロメタン	0.008	12	12	12	12
	30	ブ ロ モ ホ ル ム	0.016	12	12	12	12
	31	ホルムアルデヒド	0.008 未満	4	4	12	12
水 道 水 が 有 す べ き 性 状 に 関 す る 項 目	32	亜鉛及びその化合物	0.09	12	12	12	12
	33	アルミニウム及びその化合物	0.07	12	12	12	12
	34	鉄 及 び 其 の 化 合 物	0.07	12	12	12	12
	35	銅 及 び 其 の 化 合 物	0.03	12	12	12	12
	36	ナトリウム及びその化合物	22.3	12	12	12	12
	37	マンガン及びその化合物	0.009	12	12	12	12
	38	塩 化 物 イ オ ン	19.2	12	12	12	12
	39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	54	12	12	12	12
	40	蒸 発 残 留 物	145	12	12	12	12
	41	陰イオン界面活性剤	0.02 未満	4	4	4	4
	42	ジ エ オ ス ミ ン ^{※a}	0.000001 未満	(12)	(12)	(12)	(12)
	43	2-メチルイソボルネオール ^{※a}	0.000001 未満	(12)	(12)	(12)	(12)
	44	非イオン界面活性剤	0.005 未満	4	4	4	4
	45	フ ェ ノ ール 類	0.0005 未満	4	4	4	4
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.0	12	12	12	12
	47	p H 値	7.1~7.8	12	12	12	12
	48	味 ^{※b}	異常なし	—	—	12	12
	49	臭 気	異常なし	12	12	12	12
	50	色 度	1.3 度	12	12	12	12
	51	濁 度	0.3 度	12	12	12	12

備考 ※a：かび臭原因物質の発生時期に毎月検査を行います（5月～11月頃の期間）

※b：原水は実施しません

項目番号及び項目名については、水道法の告示により変更する場合があります

表3 水質管理目標設定項目の検査頻度（年間検査回数）

番号	項 目 名	管理目標 (mg/L)	淀川取水口 原水	泉浄水所・ 片山浄水所 各地下水原水	泉浄水所 片山浄水所 各浄水	管末 給水栓水
01	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	4	4	4	4
02	ウラン及びその化合物	0.002 以下（暫定）	4	4	4	4
03	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	4	4	4	4
04	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	12	12	4	4
05	トルエン	0.4 以下	12	12	4	4
06	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	4	4	4	4
07	亜 塩 素 酸 ^{※1}	0.6 以下	—	—	—	—
08	二 酸 化 塩 素 ^{※1}	0.6 以下	—	—	—	—
09	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下（暫定）	4	4	4	4
10	抱 水 ク ロ ラ ー ル	0.02 以下（暫定）	4	4	4	4
11	農 薬 類 ^{※2}	検出値/目標値の総和 1 以下	2	2	2	
12	残 留 塩 素	1 以下	—	—	12	12
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度） ^{※3}	10 ~ 100	12	12	12	12
14	マンガン及びその化合物 ^{※3}	0.01 以下	12	12	12	12
15	遊 離 炭 酸	20 以下	12	12	12	12
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	12	12	4	4
17	メチル-tert-ブチルエーテル（MTBE）	0.02 以下	12	12	4	4
18	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 以下	12	12	12	12
19	臭 気 強 度（TON）	3 TON 以下	12	12	12	12
20	蒸 発 残 留 物 ^{※3}	30 ~ 200	12	12	12	12
21	濁 度 ^{※3}	1 度以下	12	12	12	12
22	p H 値 ^{※3}	7.5 程度	12	12	12	12
23	腐食性（ランゲリア指数）	-1 ~ 0	12	12	12	12
24	従 属 栄 養 細 菌	2000 集落以下/mL （暫定）	4	4	4	4
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	12	12	4	4
26	アルミニウム及びその化合物 ^{※3}	0.1 以下	12	12	12	12

備考 ※1：浄水処理において、二酸化塩素を使用しないため検査は行いません。

※2：118 物質のうち 64 物質を自己検査で行い、54 物質は市町村共同検査等で実施します。

※3：水質基準項目において検査を実施します。

表4 吹田市独自に実施する要検討項目等の検査頻度（年間検査回数）

	番号	項 目 名	淀川取水口	泉浄水所・ 片山浄水所 各地下水原水	泉浄水所	片山浄水所	管末
			原水		浄水	浄水	給水栓水
	—	水 温	12	12	12	12	12
要 検 討 項 目	01	銀	4	4	4	4	4
	02	バリウム	4	4	4	4	4
	03	ビスマス	4	4	4	4	4
	04	モリブデン	4	4	4	4	4
	05	塩化ビニル	12	12	4	4	4
	06	スチレン	4	4	4	4	4
	07	ダイオキシン類	1	—	1	—	—
	08	ノニルフェノール	4	4	4	4	4
	09	ビスフェノール A	4	4	4	4	4
	10	フタル酸ジ(n-ブチル)	4	4	—	—	—
	11	フタル酸ジブチルベンジル	4	4	—	—	—
	12	プロモクロロ酢酸	—	—	4	4	4
	13	プロモジクロロ酢酸	—	—	4	4	4
	14	ジプロモクロロ酢酸	—	—	4	4	4
	15	プロモ酢酸	—	—	4	4	4
	16	ジプロモ酢酸	—	—	4	4	4
	17	トリプロモ酢酸	—	—	4	4	4
	18	トリクロロアセトニトリル	—	—	4	4	4
	19	プロモクロロアセトニトリル	—	—	4	4	4
	20	ジプロモアセトニトリル	—	—	4	4	4
	21	アセトアルデヒド	—	—	4	4	4
	22	キシレン	4	4	4	4	4
そ の 他 の 項 目	01	放射性セシウム	2	—	—	—	—
	02	B O D	12	—	—	—	—
	03	C O D	12	—	—	—	—
	04	全窒素	12	12	—	—	—
	05	全リン	12	12	—	—	—
	06	トリハロメタン生成能	4	1	—	—	—
	07	酸 度	12	12	12	12	12
	08	アルカリ度	12	12	12	12	12
	09	溶 存 酸 素	12	—	—	—	—
	10	硝酸態窒素	12	12	12	12	12
	11	マグネシウムイオン	12	12	12	12	12
	12	カルシウムイオン	12	12	12	12	12
	13	硫酸イオン	12	12	12	12	12
	14	カリウム	12	12	12	12	12
	15	臭化物イオン	12	12	12	12	12
	16	溶性ケイ酸	12	12	12	12	12
	17	電気伝導率	12	12	12	12	12
	18	生 物 数	12	—	—	—	—
	19	クリプトスポリジウム	6	—	6	—	—
	20	ジアリジア	6	—	6	—	—
	21	嫌気性芽胞菌	—*	12	12	12	—
	22	透 視 度	12	—	—	—	—
	23	浮遊物質（SS）	12	—	—	—	—
	24	フタル酸エステル類	4	4	—	—	—
	25	アルキルフェノール類	4	4	—	—	—
	26	ハロアセトニトリル類	—	—	4	4	4
	27	1,2-ジクロロプロパン	4	4	4	4	4
	28	p-ジクロロベンゼン	4	4	4	4	4

備考： ※ 泉浄水所着水井にて年 12 回検査します

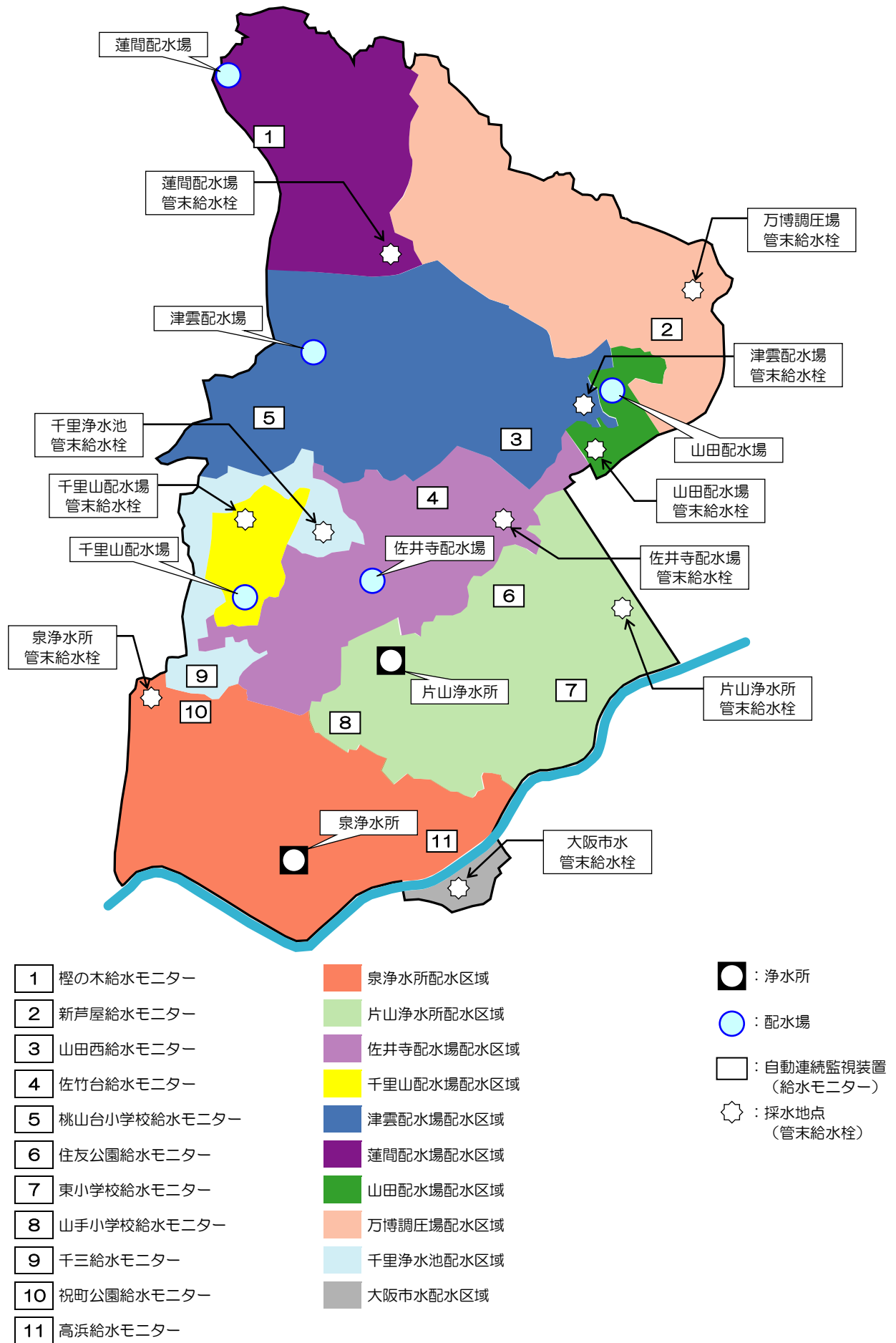


図1 吹田市内水系区域及び配水場・管末給水栓（採水地点）
自動連続監視装置（給水モニター）位置図